

みんなで守ろう

道路環境



アダプト・ア・ロード事業で市民活動団体が管理している花壇が、地域に潤いを与えています。(南大谷地区道路予定地)

安全で快適な道路を目指して

道路は、私たち誰もが利用している、大変身近な公共施設であり、大切な共有財産です。しかし、一部の違法行為やマナー違反が、私たちの大切な道路から安全性や快適性を奪っています。

市民からの通報や道路パトロールで発見された道路上の問題箇所(2003年度道路管理課扱分)のうち、23%が不法投棄で、自動車や冷蔵庫といった大きなものが目立ちます。これらは、道路環境を悪化させるだけでなく、交通事故の原因にもなり大変危険です。

また、道路際の樹木の問題は全件数のうち13%を占めており、なかでも、宅地からの枝のせり出しが原因で通行に影響を及ぼすものが多くあります。

このほか、迷惑駐車、自転車やバイクの放置、違反広告物、商品などの放置等、一人ひとりがルールやマナーを守ることで防ぐことができることがあります。

不法投棄は法律で禁止されています。道路に空き缶や粗大ゴミ、残土等を投棄することは、環境を悪化させるだけでなく、交通の障害になります。

樹木のせり出しは、通行できる幅を狭めたり交通標識やカーブミラーを見にくくしたりして大変危険です。樹木は早めに剪定しましょう。

自動車、オートバイ、自転車の迷惑駐車・駐輪は、交通の妨げになるだけでなく事故を誘発し大変危険なので絶対にやめましょう。

電柱や標識柱等には、はり紙、はり札、立看板を設置することは法令で禁止されています。これら違反広告は、道路の景観を損ねるだけでなく、自動車や歩行者の視界の妨げになることがあり危険です。

商品等を道路上に置くことはできません。商店街などの道路幅の狭いところでは、自動車や歩行者が通行できなくなってしまうことがあります。

市民のアイデアを生かした道路利用リーフレット
市では、安全で快適な道路環境を守るために、道路の適正利用を呼びかけるリーフレットを発行しました。

企画し、同法人に委託して作成したものです。このリーフレットの特徴として、原案の作成を担当した同法人会員の市民が、道路を利用する立場で企画・デザインした点が従来のものと大きく異なり、「人に優しく快適な」道路環境づくりを市民に呼びかける内容になっています。

市では、このリーフレットを配布し、道路の適正利用を呼びかけていきます。

違反広告物追放に向けた市民活動
市では、安全で快適な道路環境に向けた協働による取り組みのひとつとして、「はらせない・ださない・はらせない」を合言葉に市内から違反広告物を一掃することを目指しています。

この、違反広告物除却員(市民ボランティア)制度は、昨年7月から活動を開始したもので、昨年度中に除却した違反広告物のうち、約15%が市民の手によるものです。また、先に実施した除却員の募集には、市が想定していた以上に多くの方から参加の申し出があり、市民のこの活動に対する関心は高く、4月から150人を超える方が市内各地で活動を行っています。

市が支援する内容
活動中の事故に対する保障(ボランティア保険の加入)
市が市活動団体と連携して道路施設や道路用地等を管理する試みとして、地域の自然環境保全活動をしている団体が道路予定地を管理している事例、デザイン学校の学生たちが道路擁壁に壁画を作成した事例などがあります。

市では、安全で快適な道路環境を守るために、道路の適正利用を呼びかけるリーフレットを発行しました。

これまで他の自治体等でリーフレットを作成した事例はありませんが、「行政用語が多くてわかりにくい」「行政から指導を受けるような表現に抵抗がある」といった声も聞かれました。

そこで、違反広告物除却活動団体として活動しているNPO法人境川緑のルネッサンスとの協働で

壁画作成に取り組む学生たち。彼らの作成した壁画をいつまでも大切にしたいものです。(薬師隧道入口付近)

町田市個人情報保護条例を改正しました

改正しました

町田市の個人情報保護制度は、1989年10月、町田市個人情報保護条例の施行以来すでに15年を経過しました。その間、市民の自己情報の開示・訂正請求権等の保障、個人情報の適正な取扱いを通して、市民の基本的な権利の擁護と、市政に対する市民の信頼を確保するよう努めてきました。

しかし、近年、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の適正な管理が今まで以上に重要になってきています。

こうしたなか、国は2003年(平成15年)個人情報関連5法を制定し、今年の4月1日から施行されました。このため、法律との整合性を図り、より一層、個人情報の保護を図るため、町田市個人情報保護条例を改正し、4月1日から施行しました。

改正をした項目
改正をした主な項目は次のとおりです。

本人が市役所に来庁し、開示等(出資等団体)が、自ら個人情報から出資・出捐している団体

町田市個人情報課 ☎724・8407

の保護を行うための必要な措置を講ずるよう努める規定を加えました。さらに、市が、各団体にその指導を行うこととしました。条例で定める出資等団体は次の団体で、すべて個人情報保護制度が整備されています。

町田市土地開発公社
社会福祉法人町田市社会福祉協議会
町田市施設管理公社
財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター

町田市リサイクル公社
株式会社町田まちづくり公社
財団法人町田市文化・国際交流財団
社会福祉法人町田市福祉サービス協会

市職員、市から業務委託を受けている業者とその従業員が個人情報不正に提供・利用し、または目的外の利用等をした場合、これまで「1年以下の懲役または3万円以下の罰金」であったものを、最高で「2年以下の懲役または100万円以下の罰金」とするなど、罰則を強化しました。

なお、この施行は7月1日からです。

町田市花とみどりの会 春の「緑の交換会」

ご家庭で増やした草花や観葉植物、盆栽などの鉢物を持ち寄り交換し合いませんか。直接会場へおいで下さい。

日時 5月21日(土)午前9時~11時(小雨実施)
会場 忠生公園(忠生がにやら自然館前芝生広場)

緑の交換会出品の植物は、草花、野草、観葉植物、盆栽などの根がしっかりしている鉢植えのみに限ります。鉢植えには植物名を記入したラベルを付け、手入れされたものをお願いします。

出品物は「町田市花とみどりの会」に寄付されたものとして扱わせていただきます。

「花と緑のリサイクル」にご協力を!

「育てることができなくなってしまった」「たくさん増えてしまった」などの草花や観葉植物、盆栽などの鉢植えの植物がありましたら、ご寄付をお願いします。現地まで取りに伺います。

ご寄付いただいた植物は、緑の交換会に出品して、欲しい方に活用していただきます。

鉢植えは根のしっかりしているものに名前を付け、5月20日までにご連絡下さい。

ご寄付いただいた植物の取り扱い「町田市花とみどりの会」に一任させていただきます。

問町田市花とみどりの会(公園緑地課内) ☎793・7612